

平成 21 年 11 月 24 日
社 会 保 険 庁

年金記録の統合等に係る作業の主な進捗状況

1. 全体の進捗状況

年金記録問題への対応については、平成 19 年 8 月に策定した「年金記録適正化実施工程表」及び 21 年 3 月の「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」等に基づき、全ての年金受給者及び現役加入者の方々に送付した「ねんきん特別便」による記録確認を中心としたきめ細やかな取組を進めている。

2. 個別事項

- ① 昨年までに全ての受給者・加入者約 1 億 9 百万人に「ねんきん特別便」を送付し、国民の皆様には記録を確認いただき、本年 10 月末現在、約 8,003 万人の方から回答をいただき、このうち約 95%の方（約 7,624 万人）について年金記録の確認作業が終了した。
- ② 引き続き、一人でも多くの方から回答いただけるよう「ねんきん特別便」のフォローアップ対策を進めるとともに、旧姓情報を活用した調査等の未統合記録の内容に応じた説明作業に計画的に取り組んでいる。
- ③ 記録の統合等に伴う年金額の再裁定については、その迅速化のため、職員の重点配置やシステムの機能強化により、事務処理体制の強化を図っている。
- ④ 標準報酬等の遡及訂正事案については、約 2 万件の戸別訪問調査を本年 3 月末までに概ね終了するとともに、被害者救済についても、年金記録の迅速な回復に向けた取組を進めている。

年金記録の解明・統合等に係る作業の進捗状況 《平成21年11月24日現在》

	進捗状況(～21年11月23日)	今後の予定(21年11月24日～)
全体	<ul style="list-style-type: none"> ○「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会とりまとめ)を策定・公表(19年7月5日) ○「年金記録適正化実施工程表」を策定・公表(19年8月23日、9月10日改定(広報・相談関係追加)) ○「年金記録問題に関する関係閣僚会議」に「年金記録問題についての今後の対応に関する工程表」(20年3月14日)、「年金記録問題への対応の今後の道筋」(20年6月27日)、「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」(21年3月31日)を提出 ○日々の年金相談・裁定やねんきん特別便への回答等により、記録の統合が進展 * 18年6月からの統合済み件数 1,298万件(21年10月30日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、年金記録問題への従事者数を全体で1万人を超える規模とすること等により、事務処理を集中的・計画的に実施
ねんきん特別便	<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">名寄せの結果記録が結び付く可能性がある方へのねんきん特別便の送付(19年12月～20年3月)</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">ねんきん特別便に回答のない方への「回答のお願い」の送付(20年4月～6月)</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">1回目の「回答のお願い」の送付後なお回答のない方への「回答のお願い」の送付(20年6月～9月)</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">国民年金・厚生年金のすべての加入者の方への「ねんきん定期便」の送付(21年4月～)特別便未回答者について、「ねんきん定期便」に注意喚起の文書を同封</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px; font-size: x-small;"> 「訂正なし」と回答いただいた方のうち、ご本人の記録である可能性が高いと考えられる方について、フォローアップ照会を実施 フォローアップ照会の対象を拡大し、同様な未回答者を含めて実施(20年秋～) </div> <ul style="list-style-type: none"> ○「5000万件」の記録と1億人の方の記録とのコンピュータ上での突合せ(名寄せ)を完了(20年3月6日) ○名寄せの結果、記録が結び付く可能性がある受給者・加入者へ「ねんきん特別便」を送付(19年12月17日～20年3月末) * 送付件数 10,302,738件(送付済み) 回答数 7,427,647件(21年10月末現在) * 相談状況(21年10月末現在(20年4月からの「ねんきん特別便」及び21年4月からの「ねんきん定期便」に係る分も含む。)) 1. 電話相談 12,006,475件 2. 来訪相談 7,723,508件 ○回答状況の調査・分析の結果を踏まえ、以下の改善策を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・封筒に、確認に当たって来訪や電話による照会・相談を促す注意書きを付記(20年1月16日～) ・「訂正なし」と回答いただいた方及び未回答の方のうち、本人の記録である可能性が高いと考えられる受給者の方について、結び付く可能性がある記録について具体的な情報を提供し確認する「フォローアップ照会」を実施中(20年1月25日～) ・加入履歴のチェックポイントを分かりやすく示した資料を「ねんきん特別便」に同封して送付(20年2月6日～) ○20年1月末までに送付した約108万人の方に対して、加入履歴のチェックポイントを分かりやすく示した資料を、電話や来訪による相談や十分な記録確認等をお願いする文書とともに同封して送付(20年3月28日) ○20年3月末までに送付した「特別便」に回答のない方に対し、「回答のお願い」を送付(20年4月30日～6月26日) * 送付件数 4,857,014件 ○「回答のお願い」を送付してもなお回答のない方に対して、2回目の「回答のお願い」を送付(20年6月30日～9月30日) * 送付件数 3,300,427件 ○「ねんきん特別便」が住所不明で戻ってきた方について、住所調査等を行い再送付 ○「ねんきん特別便」に「訂正あり」と回答いただいたものについて、社会保険事務所が保管する厚生年金の適用事業所に係る名簿の電子化を行い、過去勤務していたと申し出のあった事業所が厚生年金の適用事業所か否かを全国の社会保険事務所で迅速に判別できるようにした 	<ul style="list-style-type: none"> ○フォローアップ照会について、本人のものである可能性が高い未統合記録を同封した文書の送付により、処理の迅速化を図る ○フォローアップ照会において、本人から回答がなく、かつ、電話番号を「104」等で照会しても非開示であるか、電話しても応答がないことにより、電話又は訪問ができなくなっている方について、市区町村に対して、市区町村で保有する電話番号等の情報提供や記録の確認調査の協力を要請 ○「ねんきん特別便」が住所不明で戻ってきた方について、引き続き住所調査等を実施し、加入履歴・「ねんきん定期便」を送付 ○現役加入者の未回答者については、21年4月から送付している「ねんきん定期便」に注意喚起の文書を同封
すべての年金受給者及び現役加入者の方への「ねんきん特別便」	<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">ねんきん特別便の送付(年金受給者)(20年4・5月)</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">ねんきん特別便に未回答の方への「回答のお願い」の送付(21年2月～3月)</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px; font-size: x-small;"> ねんきん特別便の送付(現役加入者)(20年6月～10月) 国民年金・厚生年金のすべての加入者の方への「ねんきん定期便」の送付(21年4月～) </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px; font-size: x-small;"> 市町村、介護・福祉関係者等と連携した回答の呼びかけ、「回答のお願い」の送付、受給者特別便実施円滑化推進会議等の設置、事業主の協力を得た回収状況の点検・確認 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○「ねんきん特別便」を3月までに送付した方以外のすべての年金受給者へ送付(20年4月・5月) * 送付件数 33,953,022件(送付済み) 回答数 29,005,721件(21年10月末現在) ○「ねんきん特別便」を3月までに送付した方以外のすべての現役加入者へ送付(20年6月～10月) * 送付件数 64,477,498件(送付済み) 回答数 43,600,235件(21年10月末現在) * 相談状況(21年10月末現在(再掲)) 1. 電話相談 12,006,475件 2. 来訪相談 7,723,508件 ○受給者特別便実施円滑化推進会議を設置(20年4月25日) ○「ねんきん特別便」の確認等の推進に関する行動計画(厚生労働省)を策定(20年4月25日) ○各府省庁に、「ねんきん特別便」の周知広報についての協力依頼通知を发出(20年5月12日) * 協力府省庁等 19 協力法人等 6,107 ○加入者特別便実施円滑化推進会議を設置(20年5月21日) ○地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議を設置(20年5月中旬～6月中旬) ○地方公共団体へ「ねんきん特別便」の更なる周知・広報について協力依頼通知を发出(20年6月23日) ○回答のない受給者に対して、「回答のお願い」を送付(21年2月27日～3月12日) * 送付件数 7,186,754件 ○「ねんきん特別便」が住所不明で戻ってきた方について、住所調査等を行い再送付 ○「ねんきん特別便」に「訂正あり」と回答いただいたものについて、社会保険事務所が保管する厚生年金の適用事業所に係る名簿の電子化を行い、過去勤務していたと申し出のあった事業所が厚生年金の適用事業所か否かを全国の社会保険事務所で迅速に判別できるようにした 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ねんきん特別便」が住所不明で戻ってきた方について、引き続き住所調査等を実施し、加入履歴・「ねんきん定期便」を送付 ○現役加入者の未回答者については、21年4月から実施している「ねんきん定期便」に注意喚起の文書を同封

		進捗状況(～21年11月23日)	今後の予定(21年11月24日～)
相談体制の充実	電話相談体制の拡充	<p>「ねんきん特別便専用ダイヤル」等の電話相談体制の拡充、年金の一般相談の電話(ねんきんダイヤル)からの機動的な転用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ねんきんダイヤル第1コールセンターを東京に設置(19年7月17日) ○ねんきんダイヤル第2コールセンターを福岡に設置(20年3月3日) ○ねんきんダイヤル第3コールセンターを仙台に設置(20年8月1日) ○ねんきん特別便専用ダイヤルの設置(19年12月17日) ○ねんきん定期便専用ダイヤルの設置(21年4月1日) ○ねんきん定期便専用ダイヤル等のブース数 <ul style="list-style-type: none"> * 応答席数(21年11月1日現在) ねんきん定期便専用ダイヤル:600席[コール数に応じて席数を調整] ねんきんダイヤル:745席[コール数に応じて席数を調整] 	○ねんきん定期便等の相談需要を踏まえて、「ねんきん定期便専用ダイヤル」の席数を調整
	社会保険事務所への来訪相談の拡充等	<p>混雑状況に応じたブースの増加、市町村・商工会議所等における巡回相談の拡充、予約相談制度の活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○19年7月から21年9月までに全国1,795市区町村のうち1,784市区町村において延べ22,504回の巡回相談を実施 <ul style="list-style-type: none"> * 786,054人の方々が来訪 ○19年7月から21年9月にかけて延べ2,216商工会議所、延べ1,615商工会で相談を実施 <ul style="list-style-type: none"> * 商工会議所に147,546人、商工会に44,419人の方々が来訪 ○20年4月から11月について4月12日(土)以降のすべての土日、並びに、12月6日、13日、14日、20日、21年1月10日、24日、2月以降の第2土曜日、11月15日において休日開庁を実施 ○窓口装置の配備状況(社保事務所、市町村、社労士会等) 20,429台(21年10月末現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、市区町村、商工会議所等での巡回相談及び社会保険事務所等における来訪相談を実施 ○11月28日(土)、29日(日)、12月12日(土)に開庁を実施
	市町村の協力による身近な場所での相談の展開	<p>市町村の協力を得て、その窓口で、「ねんきん特別便」の趣旨・目的等の説明、加入履歴に係る助言、相談の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国1,827市区町村のうち1,616市区町村に、市区町村と社会保険事務所の間を結ぶホットラインを開設 ○市区町村担当者に対する説明会を全国8ブロックで開催(19年11月28日～12月14日) ○市町村における相談等への協力について大臣からの協力要請書簡及び総務省・社会保険庁連名の協力依頼通知を发出(20年2月6日) ○91%以上の市町村で、「ねんきん特別便」に関する相談対応や社会保険事務所への届出代行を実施 ○窓口装置を貸与した市町村数 190市区町村(21年10月末時点) 	○引き続き、市町村の協力を得て、その窓口で、「ねんきん定期便」の趣旨・目的等の説明、加入履歴に係る助言、相談等を実施
	事業主・労働組合の協力による職域での相談の展開	<p>事業主・労働組合の協力の下に、社会保険委員の活用等により、事業所において「ねんきん特別便」の趣旨・目的等の説明、加入履歴に係る助言、相談の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業による年金記録照会及び年金記録統合の一括代行手続について、日本経団連(19年7月18日)、関西経営者協会(同31日)、愛知県経営者協会(同8月9日)に協力を依頼。 ○社会保険委員を対象とした研修を随時全国で実施 	○引き続き、事業主・労働組合の協力の下に、社会保険委員の活用等により、事業所において「ねんきん定期便」の趣旨・目的等の説明、加入履歴に係る助言、相談等を実施
	社会保険労務士の協力による身近な場所での相談の展開	<p>全国社会保険労務士連合会の全国的な協力を得て、全国の社会保険労務士事務所等における無料相談、市区町村・郵便局・農漁協における相談の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会保険労務士会の協力を得て、平成20年3月より、市役所、郵便局、農協等の一角で「ねんきん特別便」に関する相談等を実施(平成21年4月から9月にかけて、229市区町村、20郵便局、14農漁協で実施) ○都道府県社会保険労務士会の年金相談センター46カ所、社会保険労務士事務所3,602カ所等で相談を実施(21年9月末現在) ○窓口装置を貸与した社会保険労務士会 46(21年9月末現在) ○社会保険事務局長あて通知等の社会保険労務士への周知依頼を发出(21年11月13日) 	○引き続き、社会保険労務士会の協力を得て、「ねんきん定期便」に関する相談等を実施
	インターネットによる年金記録照会	<p>インターネット照会に係る広報の強化及び必要に応じた体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ID及びパスワードの発行までの期間は、平常ペースの2週間程度に短縮 <ul style="list-style-type: none"> * 発行件数 155万件(18年3月～21年11月15日累計) ○サービスを受給者に拡大(21年3月16日よりIDパスワードの発行を開始) 	○申込み件数の増加等に応じて体制を整備

		進捗状況(～21年11月23日)	今後の予定(21年11月24日～)
広報	広報の実施	「ねんきん特別便」等年金記録問題に関する広報の実施	
		<ul style="list-style-type: none"> ○「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」の進捗状況を、社会保険庁ホームページに掲載(19年9月1日) ○「ねんきん特別便」のコーナーを社会保険庁ホームページに開設(19年12月14日) ○各府省庁に、「ねんきん特別便」の周知広報についての協力依頼通知を发出(20年5月12日)(再掲) ○地方公共団体へ「ねんきん特別便」の更なる周知・広報について協力依頼通知を发出(20年6月23日)(再掲) ○「ねんきん特別便への回答のお願い」及び「ねんきん特別便が届いていない方への呼びかけ」について、新聞広告等による広報を実施(20年12月ほか) ○「ねんきん定期便」について、テレビ、新聞折込(あしたのニッポン)等により周知広報を実施 ○「ねんきん定期便」のコーナーを社会保険庁ホームページに開設(21年3月23日) ○「私の履歴整理表」を、社会保険事務所等に備え付けるとともに、社会保険庁ホームページに掲載(21年7月1日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、対策の進捗状況を社会保険庁ホームページに掲載、更新 ○「ねんきん定期便」について、引き続き、政府広報等を活用し周知広報を実施
	いわゆる無年金者の方への記録問題に関するお知らせ	介護保険料徴収に関する情報を活用し、注意喚起と呼びかけ(20年6月目途)	
		<ul style="list-style-type: none"> ○各都道府県介護保険主管部局を通じ、市区町村への協力依頼の通知を发出(19年12月17日)し、併せて協力を当たっての事前調査を実施し、全市区町村が協力の意向 ○市区町村から介護保険料の普通徴収対象者に対し、順次、年金記録の確認を呼びかけるチラシを同封した介護保険料納入告知書等を送付 ○年金を受給していない高齢者を対象として合算対象期間の注意喚起を図るための政府広報(新聞突出し)を実施(21年5月18日～24日、21年7月20日～26日) ○17年10月から、オンライン記録上は25年の受給資格期間を満たさない方について、60歳到達の3か月前に、合算対象期間や第3号被保険者の特例届出期間などの受給資格対象期間の有無についての注意喚起を行い、併せて任意加入制度の周知を図るための「お知らせ」を送付 	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン記録上は25年の受給資格期間を満たさない方に対する「お知らせ」を送付予定(17年10月から送付している「お知らせ」(左記参照)の対象とならなかった21年1月1日時点で63歳以上の方が対象)
	「今後解明を進める記録」の解明・統合の推進	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">住基ネットによる「生存者」「5年以内死亡者」の特定 (20年3月～6月)・通知(20年6月・7月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">死亡している受給者の記録による特定 (～20年8月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">住基ネット調査に基づくお知らせの送付 (21年6月～9月)</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0; text-align: center;">漢字カナ変換記録の補正による特定(20年2月～6月)・通知(20年7月～9月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0; text-align: center;">旧姓データによる特定(20年5月～11月)・通知(20年12月～3月)、特別便で申し出いただいた旧姓情報を活用した調査・通知(21年10月～12月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0; text-align: center;">払出簿による氏名等の補正による特定(20年8月～3月)・通知(21年3月～9月)</div>	
		<ul style="list-style-type: none"> ○民間の専門家による分析チームを設置(19年8月20日) ○「5000万件」の未統合記録の内容の全体像を推計・公表(19年12月、20年3月、6月、9月、12月、21年3月、6月、9月) ○漢字カナ変換記録154万件について、記録補正後、基礎年金番号との突合せの結果本人と思われる方へ「年金記録の確認のお知らせ」を送付(20年7月～9月 約18万人)し、回答を受領(21年10月末現在 約11万人) ○住基ネットの調査による「生存者」のうち、年金給付に結び付くと思われる記録について、お知らせを送付(20年6月30日、7月30日 約2.5万人)し、回答を受領(21年10月末現在 約1.3万人) ○旧姓等の氏名変更履歴データを活用し、未統合記録の持ち主であると思われる方へお知らせを送付(20年12月～21年3月 約150万人)し、回答を受領(21年10月末現在 約91万人) ○年金手帳記号番号払出簿により氏名等の確認を行った上で基礎年金番号との突合せを行い、未統合記録の持ち主であると思われる方へお知らせを送付(21年3月～9月 約46万人)し、回答を受領(21年10月末現在 約25万人) ○住基ネット調査による「生存者」のうち、約2.5万人の方に次いで、新たに年金受給につながりやすいと考えられる、未統合記録の加入期間が10年以上の方等へお知らせを送付(21年6月～9月 約17万人)し、回答を受領(21年10月末現在 約3万人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○全員特別便の回答票で申し出いただいた旧姓情報を活用し、未統合記録の持ち主と思われる方へお知らせを送付(21年10月～12月 約24万人)
	厚生年金旧台帳等の記録(「1430万件」「36万件」)への対応	名寄せ・記録が結び付くと思われる方への通知(～20年5月)	
		<ul style="list-style-type: none"> ○「名寄せ」に必要な旧台帳の情報を抽出し、入力対象者リストを作成(19年9月3日～20年1月31日) ○「名寄せ」及び「名寄せ」の結果、記録が結び付く可能性がある方の加入期間の入力(20年3月～4月) ○「名寄せ」により記録が結び付くと思われる方の被保険者資格記録の入力を行った上で、期間重複チェックを行い、その結果、記録が結び付く可能性がある方に「記録のお知らせ」を送付(20年5月29日、約68万人)し、回答を受領(21年10月末現在 約58万人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「記録のお知らせ」を送付し、連絡先の回答をいただいた方に対し、旧台帳の情報を基に、引き続き記録の確認を実施 ○「記録のお知らせ」に回答をいただいた方に対して、本人のものである可能性が高い未統合記録を同封した文書の送付により、処理の迅速化を図る

		進捗状況(～21年11月23日)	今後の予定(21年11月24日～)
コンピュータ記録と紙台帳との突合せ	国民年金特殊台帳の記録の突合せ	突合せの実施 ○国民年金特殊台帳等の記録の突合せを実施中(20年5月～) * 対象記録 約3,096万件 突合せ完了 約2,951万件(約95%) (21年7月末現在)	○国民年金特殊台帳等の記録の突合せを引き続き実施
	国民年金被保険者名簿の記録の突合せ	市町村・社会保険庁において、保管媒体に応じた準備作業(名簿の出力、整理等)の実施・具体的な実施方法の検討、「年金情報総合管理・照合システム」の構築 ○市町村から社会保険庁への移管のためのスケジュール調整、磁気媒体・マイクロフィルムの被保険者名簿について、紙への出力のための整備、突合せに必要な情報機器の設置等の準備作業を実施 ○「年金情報総合管理・照合システム」の構築に向けて、紙台帳の画像データ化作業、アプリケーションソフトの開発等を実施中。	○「年金情報総合管理・照合システム」の構築
	厚生年金保険被保険者名簿等の記録の突合せ	実施方法の詳細検討、「年金情報総合管理・照合システム」の構築 ○セキュリティー倉庫に保管している厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の検索効率の向上を図るための年金手帳記号番号のデータベース化作業を実施(20年7月～8月)し、現存する旧台帳の数を確認(約1,167万件) ○「年金情報総合管理・照合システム」の構築に向けて、紙台帳の画像データ化作業、アプリケーションソフトの開発等を実施中。	
基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止	重複付番の解消に向けた個別訪問等の徹底した調査(19年10月以降逐次)		
	新規付番の際の同一人調査の完全実施、重複付番発生を徹底的に防止 ○21年6月末において判明した重複付番の解消に向け、個別訪問等徹底した調査を実施 * 重複付番:4,265件(21年6月末現在) → 404件(21年9月末現在)		○定期的な確認により判明した重複付番の解消に向け、個別訪問等徹底した調査を実施 ○新規付番の際の同一人調査を完全実施、重複付番発生を徹底的に防止 ○今後も継続して定期的に年3回確認
厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ	記録突合せについてのシステム開発(～21年3月中旬)		企業年金連合会等への提供・突合せ(21年3月下旬～)
	○企業年金連合会と随時、打合せを実施 ○システム開発期間等の検討 ○記録突合せについてのシステム開発 ○社会保険庁の記録を企業年金連合会等へ提供		○企業年金連合会等における記録の突合せ
共済過去記録の基礎年金番号への統合等	共済過去記録の基礎年金番号への統合に係るシステム開発、記録の受入、名寄せ、照会、記録の整備		
	旧令共済組合員期間の厚生年金被保険者期間への通算に関する制度について、制度の仕組みや手続きの周知 ○共済過去記録の抽出の内容や方法等について、共済組合等と検討 ○旧令共済組合員期間の厚生年金被保険者期間への通算に関する制度について、政府広報を実施(19年12月) ○国家公務員共済組合連合会より旧令共済組合員原票の磁気データを受領(20年10月) ○共済組合等が抽出した共済過去記録の受入れ(21年2月) ○共済過去記録と基礎年金番号の記録との名寄せ(21年2月) ○ご本人への記録のお知らせ(共済過去記録、21年3月) ○ご本人への記録のお知らせ(旧令共済組合員記録、21年10月)		○ご本人からの回答・相談を通じて基礎年金番号へ統合(共済過去記録) ○ご本人からの回答・相談を通じて年金額を加算(旧令共済組合員記録)
新たな年金記録管理システムの構築(レガシーシステムの刷新)	○「社会保険業務の業務・システム最適化計画」の策定(18年3月) ○基本設計書の作成(19年3月) ○詳細設計の前に業務プロセスの見直しを反映した基本設計の修正を行うこととするなど、最適化の進め方を見直す(19年12月～)		システム開発、刷新システム導入
年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ	年金時効特例法の対象となる方に、社会保険庁において管理している記録をあらかじめ記載した時効特例給付支払手続用紙を順次送付(19年9月～) ○手続の件数や支給決定件数について、社会保険庁HPに掲載し、随時更新 * 手続受付 1,203,918件(21年8月31日現在) * 支給決定 924,978件(21年8月31日現在) ○対象となる方に、社会保険庁において管理している記録をあらかじめ記載した時効特例給付支払手続用紙を送付		○対象となる方に、社会保険庁において管理している記録をあらかじめ記載した時効特例給付支払手続用紙を引き続き送付